

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案(飼養管理基準に係るもの) に対する意見

1. 繁殖犬猫及び販売犬猫以外の施設内にいる犬猫の取扱いについて

繁殖及び販売に使われている犬猫だけでなく、施設内にいるすべての犬猫に対して、当該基準の飼養施設の設備構造・規模、管理を適用すべきである。また、繁殖・販売で使用されている犬猫以外の犬猫に対しても、行政職員が視察立ち入りできるとすべきである。

理由；施設内には、飼養頭数制限の対象となる犬猫のみがいるわけではない。引退した犬猫だけではなく、レンタルに使用される犬猫やその他多様な理由で置かれている犬猫も多い。「レンタル」と称して飼養している犬猫を登録せずに交配させ繁殖に使う、引退したとする犬猫を繁殖に使う、あるいは規制の対象ではない犬猫は不適切及び劣悪な環境で飼養する等が今後の問題として考えられる。

全動物に対して適正飼養を徹底し、譲渡適正な個体が増えることで、動物の健康と福祉が増進し、管理の質が向上すれば引退後の譲渡促進にもつながると考えられる。

2. 帝王切開について

現状において、帝王切開の実施回数の制限が困難なのであれば、帝王切開は、生涯出産回数に関わらず 6歳までとするべきである。

3. 犬猫以外の愛護動物の管理基準について

犬猫以外の愛護動物について、犬猫の生理生態習性等とは大きく異なることを鑑み、今回の検討会同等の専門家会議を持つなどして、慎重かつ早急に取り組むべきである。

4. 本法施行直後に生じる「行き場のない犬猫」の処遇について

繁殖に使っていない犬猫については「譲渡」と安易に考えられている風潮に多大な懸念がある。今まで人や他の動物との適切な社会化もなく、閉じ込め型の飼養しかされていなかった動物、特に犬は、一般家庭への譲渡に不適な場合が多い。そのため、

本法施行直後に生じる「行き場のない犬猫」の処遇について、譲渡以外の方法等も検討しなければならない。事業主で終生飼養するにしても、繁殖に用いた犬猫にのみ本法が適用されないのならば、ペットと称して不適切な環境に置かれても、規制の対象にならなくなる。動物の健康および福祉を守るためには、1 で述べた、「施設内の全ての動物に対する」対策が必要不可欠である。

以上